

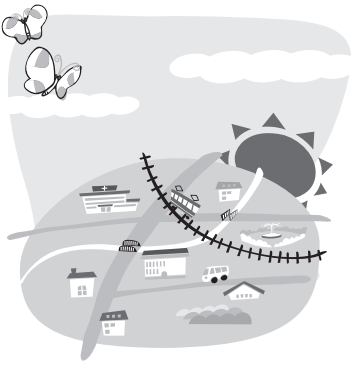
市税は納期限までに

納めまじよう

皆さんの納めた税金は
次のようなことに使われています



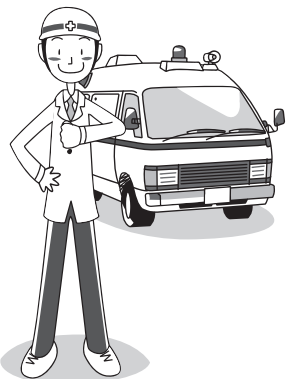
○まちづくりのために
○公共事業のために



○子どもや
子育てのために
○社会保障のために



○住民を守るために
○環境を守るために



市税は、定められた期日(納期限)までに自主的に納めていただくものです。
市では、さまざまな広報活動を通じて、皆さんに自主納税をお願いしています。

■市税の納付は □座振替が安心・便利

市税の納付には、便利な□座振替をご利用ください。一度手続きをするだけで、納付のたびに金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどへ出向く必要もなく、翌年度以降も継続されます。

手続きには約1カ月かかりますので、余裕を持って手続きをしてください。

【申込方法】 預貯金通帳・通帳の届出印鑑を用意し、市指定の金融機関にある「伊賀市市税等□座振替依頼書」に必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関などの窓口へ直接申し込んでください。

※依頼書がない場合、市から依頼書を郵送します。

【□座振替日】 各期の納期限に振り替えます。全期前納を指定されている場合は、第一期の納期限日に全額を振り替えます。

【振替□座の解約・変更】

○解約する場合

「伊賀市市税等□座振替依頼書」で解約の届け出ができます。現在振替をしている金融機関などの窓口へ提出してください。

○変更する場合

新たに指定する金融機関などへ「伊賀市市税等□座振替依頼書」を提出してください。

〈□座振替に関する注意事項〉

○固定資産税の名義変更をした場合は、新たに□座振替の申し込みが必要で

○預貯金の残高不足により振替ができなかった場合、再度振替は行っていません。

○全期前納指定をしている場合に預貯金残高不足のため振替ができなかった場合は、その年度に限り各期の納期限での振替となります。

○随時課税分は対象外です。

○振替ができる税目は、市・県民税(普通徴収のみ)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

【口座振替の取扱金融機関】

- 百五銀行 ○三重銀行 ○第二銀行
- 中京銀行 ○滋賀銀行 ○南都銀行
- 三菱東京UFJ銀行
- 北伊勢上野信用金庫
- 伊賀北部農業協同組合
- 伊賀南部農業協同組合
- 東海労働金庫 ○ゆうちょ銀行
- ※南都銀行・三菱東京UFJ銀行では
公営住宅にかかる使用料の口座振
替はできません。

■納税相談のご案内

災害・病气・事業の廃止など、やむを得ない事由によって納期限までの納付が困難となった場合は、放置せずに収税課へご相談ください。事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合があります。

収税課では、市役所の開庁時間内に納税相談を随時受け付けており、毎

市税は

コンビニエンスストアでも納めることができます



市・県民税（普通徴収分のみ）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、コンビニエンスストアで納付することができます。

平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

※次の場合は、コンビニエンスストアで納付できません。

- 納付書に書かれている納期限を過ぎていない場合
- バーコードが印字されていない
- または読み取れない場合

○金額が30万円を超える場合

○金額を訂正した場合

【対象店舗】※50音順

- くらしハウス
- コミュニティ・ストア
- サークルK ○サンクス
- スリーエイト ○スリーエフ
- 生活彩家 ○セイコーマート
- セブオン ○セブン・イレブン
- タイエー ○デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデイリーストア
- ハセガワストア
- ハマナスクラブ
- ファミリーマート ○ポプラ
- ミニストップ
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ヤマザキデイリーストア
- ローソン
- ローソンストア100
- ※MMK設置店でも納付できます。

週末曜日は午後7時30分まで夜間窓口を開設していますので、ご利用ください。

※本庁のみ。市の休日を除く。

■市税を滞納すると...

市税を納期限までに納めず滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している人との公平性を欠くこととなります。

また、市の財政を圧迫し、福祉・教育・生活環境などの住民サービスに支障をきたすこととなります。

◆滞納処分を行います

市では、市民の税負担の公平性の確保と市の財源の確保のため、滞納解消に努めています。

納期限内に市税が納付されなかった場合、市役所から督促状を発送します。納付せずそのままにしておくと財産（不動産・給与・預貯金など）の差し押さえ、公売などの強制処分を受けることとなります。また、納期限の翌日から延滞金が増加されます。

◆インターネット公売を実施しています

差し押さえた動産、不動産のインターネット公売を行っています。インターネット公売の情報は、市ホームページや、広報いが市、文字放送をご覧ください。



多重債務をかかえてしまったら...



税金を滞納して、消費者金融などから長期にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時にお伝えください。

また、市民生活課では、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

◆弁護士相談（法律）

月2回 ※予約制

◆司法書士相談（登記・相続・借金問題など）

月1回 ※予約制

◆消費者相談専用ダイヤル

☎22・9626

※午前9時～午後4時

【問い合わせ】 市民生活課

☎22・9638

FAX 22・9641

【問い合わせ】 収税課

☎22・9612

FAX 22・9618